

仕事体験プログラムへの参加募集に係る広報等業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

仕事体験プログラムへの参加募集に係る広報等業務委託

2 目的

人口減少社会を迎え佐賀県でも人口減少が進むとともに有効求人倍率も高水準で推移しており、地域や産業の担い手となる人材の確保が問題となっている。

このような状況を踏まえ、県では県外に対して移住促進事業を行っているところだが、移住検討層の多くは移住先での仕事や就職について不安を抱えている。

そこで、移住検討段階で佐賀での仕事を体験してもらうことで、移住の不安を払拭してもらうことを目的に本業務を実施する。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 予算額

4,356 千円（消費税額及び地方消費税額含む）

5 業務内容

県外在住の20代～40代で地方への移住に興味がある層をメインターゲットとし、佐賀県が行うお仕事体験事業（下記一覧参照）への参加者を募る。また、参加検討者に対して、お仕事体験事業及び来佐に向けた準備のセミナーを実施することで、参加者を確保する。

仕事体験プログラム名	内容	実施時期（予定）
バス運転士体験①	バス運転士についての合同説明会・運転体験会を県内の自動車学校にて実施予定	4月中に判明
バス運転士体験②	バス運転士についての合同説明会・運転体験会を実施予定	〃
バス運転士体験③	バス運転士についての説明会・運転体験会を実施予定	〃
伝統工芸体験プログラム	SAGA CRAFT WEEK（仮）のオープンファクトリー期間中（令和8年11月の4日間程度）に、体験できるベントを企画予定	令和8年11月
農業体験セミナー	季節に合わせた作物の就農相談や現地見学を実施	R8年5月～R9年3月まで 計20回程度実施

原木しいたけ栽培体験	原木しいたけ栽培体験を実施（新規参入者等対象）	令和9年2月ごろ
苗木づくり体験セミナー	生産現場（苗畑・ハウス等）の見学や生産者との対談、苗木づくり等の体験	令和9年2月下旬～3月ごろ
漁業就業体験	漁業就業相談、体験を実施	令和8年4月～令和9年2月まで随時受付

※上記の仕事体験プログラムは、佐賀県の各担当課が、それぞれ事業として実施し、広く参加者を募集しているものである。本委託業務では、移住支援室が移住を検討している県外在住者に対して、これらのプログラムを別途周知し参加者を募り誘導するもの

※なお、仕事体験プログラムは現時点の予定であり、変更になる可能性がある

※各仕事体験プログラムには、県外在住者の受け入れ人数の上限を設定する場合がある

(1) 仕事体験プログラムへの参加者募集のための広報等

① WEB・SNS 広告の実施

- ・ 上記お仕事体験プログラムへの参加者を募集するために WEB・SNS 広告を実施すること。
- ・ ターゲットは県外在住の 20 代～40 代で、参加目標人数は事業全体で 40 人。
- ・ 当事業経由で仕事体験プログラムに参加する県外在住者には、交通費および宿泊費の補助を行う（補助率 3/4、上限 6 万円の予定）。そのことも広告内容に含めること。
 ※補助は本業務委託の予算には含まない
 ※申込者が 40 人を超える場合は選考等を実施する場合がある。選考等の判断基準とするために申込フォーム等にいくつかの質問を設定する予定
- ・ WEB・SNS 広告の実施に当たり画像や告知文等も検討し用意すること。

② スマウトを活用した広報の実施

- ・ 県移住支援室が利用している「地域とつながるプラットフォーム スマウト」(地域に行きたい人と地域の人をマッチングする移住スカウトサービス) は、お仕事やイベント・体験プロジェクトが人気を博している。
- ・ 今回のお仕事体験プログラムについても、スマウトを活用して県外在住者の参加者を募る。
- ・ スマウトに掲載されている他の人気プロジェクトを参考にして、アイキャッチ画像や募集文を作成すること。

③ その他

- ・ 目標人数を達成するために必要なプロモーションを提案し実施すること。(例：動画や他媒体を活用したプロモーション等)

(2) 参加検討者向けオンラインセミナーの実施

- ・ 参加検討者向けにオンラインセミナーを実施すること。
- ・ オンラインセミナーの回数は仕事体験プログラムの実施時期に合わせて3回程度とする。(同時期に開催される仕事体験プログラムをまとめて案内するイメージ)
- ・ オンラインセミナーの内容は、参加検討者の不安を払拭し、参加意欲を向上させる内容にすること。
- ・ 仕事体験プログラムの実施日近くに県内で行われ、参加者が地域を知る機会となったり、参加者が移住者や地域の人たちと交流できるイベントがある場合、積極的に案内すること。
※現時点で、日時が確定している対象のイベントはないが、該当の情報があれば随時提供を行う。受託業者も積極的に情報収集を行うこと。
- ・ オンラインセミナーでは、佐賀県の移住支援策についての紹介を必ず行うこと。

(3) 申込管理、問い合わせ対応

- ・ 応募フォーム等を作成し、申込者の管理を行うこと。なお、申込者管理の対象は、本事業の対象である県外在住者のみとし、各仕事体験プログラムの担当課が募る申込者は対象外とする。
- ・ 本事業経由で申込をされた方から問い合わせがあった場合は対応すること。
- ・ 広報物等で問い合わせ先を明記しておくこと。

(4) その他

- ・ 本事業は、佐賀県移住支援室が行うものであり、受託業者が県側とやり取りをする場合は、基本的には佐賀県移住支援室を介して行う。

6 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 体制及び要員に関する要件

① 業務遂行体制

- ・ 本業務委託を適切に遂行できる実施及び管理体制を敷くこと。
- ・ 外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

② 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託における組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ県と合意すること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

7 留意事項

- ・ 本事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・ 委託業務の実施にあつては、県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・ 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ佐賀県から承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・ 著作物に関する全ての著作権は、本県に帰属するものとし、その利用及び再編集は、本県において自由に行うことができるものとする。
- ・ 受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。
- ・ 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で、納品すること。

8 本業務委託の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書を提出すること。

9 本業務委託の委託料の支払

完了払